

時は、村々にふれ□□をよび候はん程は留候て、いそぎ申入るべく候。

一、守護の使に、内々ゑしやく□□酒ふぜいの物かい候事候まじく候。ひごろの様に入たちて、狼藉□□候はん時は留置候て、いそぎ申入□□候。

一、地頭殿の御との人も、ひぶんに□□□□にあたられ候はん時は、かくし申さず申あげべく候。

若此條々いつほりを申候物ならば、

上奉始梵王帝尺四大天王、下は□□みたけ王城の鎮守諸大明神、八□□所、北陸道前後の鎮守氣多□□、殊は當國物社瀧浪の五所大明神、惣は日本國中の佛神之御ばちを、公文・百姓等子共なこわきの物下人等にいたり候まで、ふかくばちをかぶり候べく候。仍起請文狀如件。

嘉曆四年六月十四日

【稱名寺文書】 武藏

二二一

(前缺)

山城

二二二

加様に村々の百姓頭に各別に起請文書て候處、尙々も家々に二三人・四五人・一人二人のこし置候て、皆仕て候由申候處、或仁いたを四五枚市へうりに、曉もちて出候を、見合候て尋申て候へば、岩上清三郎・かなこ江四郎と申物にて候由申候間、起請文之人數ひらきて見候へば、江四郎と申名字無候間、是を以とりて内々尋候處、或百姓等我身・子息も下人も皆名字判仕て候由申候程に、すかして尋申候處、其村は何人無候く、加様申候間、能々相尋候て、如此遂又書進上仕候分、をくにつきて候。いましめのためと申候。且は新開伊勢坊主仕て、こうりうのため可進上候由候之間、爲其人數知候はんとて、案文書進上仕候。内々事を加様□人候へば、定大日寺はらたれ候ぬと、無心本被存候へども申入候。(後缺)

(第二通は年次不詳なれども便宜こゝに合叙す。)

十二月十七日。幕府、八幡尙成に能美郡能美莊の所領を安堵せしむ。

可令早八幡彦七尙成領知行分事

右守先例、如元可致沙汰之狀、依仰下知如件。

元徳元年十二月十七日 相模守平朝臣 在判

二二三

【菊大路文書】 (采丸) (若杉) (八幡) やわた わかさぎ よなまる 三人のぶん、もとのごとくにあんどせられて候。これゑはかわりの御りやうまいりて候。いそぎくこの人々のだいくわんに、うちわたされ候べく候。なんじゆあるべからず候。ねんぐのみしんはけいあるべく候。そのむねをぞんぜらるべく候。恐々謹言。

(元徳元年九月) 十二月卅日 かうけん 在判

藤次右衛門尉殿

元徳二年 庚午 紀元一九九〇

閏六月。能美郡中宮八院の衆徒等、武藏金澤稱名寺代官僧堯觀と地境を争ひ勅裁を請ふ。

【稱名寺文書】 武藏 二二四

重被實(檢)庄保(并八幡)別宮等、以同衆徒四十八口供僧之□□公家武家御祈願所、奉祈天長地久國土泰平異國□伏海内靜謐御願者也。爰八院之草創者、護國四天王院者、正四位下行皇后宮兼守藤原朝臣敦家任國之時、去延久之建立、承保元年九月七日堺四至、同寄進敷地。次昌隆寺者、(保)二年三月十四日願主散位橘朝臣任國堺四至之申文、當任守并在廳等加與書連署裁斷。松谷寺者、泰澄和尚草創之古跡也。仍應保三年正月日爲聖朝安穩國吏泰平御祈禱、日代在廳等堺敷地之四至寄進之。長寛寺院内者、去長寛二年八月日殺生禁斷在家役停止之時、在廳等任寺中之現形定四至畢。進華寺者、本願主中宮院主兼長吏覺祥、久安五年十月十一日寄進御山末寺、仁安元年九月日散位中原頼貞贖而令建立、當年申請國衙外題并在廳連署於解狀之奥書、同十一月日代等堺敷地之四至、與奉免狀□。涌泉寺者、法棟勝圓房捧申狀、建久六年十月日代并在廳官人等、限敷地之勝示寄進之間、各任良吏代々之□奏、不亂仟佰管領之。末寺岩藏寺者、大治四年四月十八